

資料 4

令和 8 年度特定健診・特定保健指導
従事者研修業務

プロポータル審査要領

令和 8 年 7 月
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度特定健診・特定保健指導従事者研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

受託候補者を選定するための業務提案書等の審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、受託候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、業務提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会において、業務提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、一時審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において業務提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

この場合の評価は、審査項目ごとに採点を行う方法とし、委員の評点の合計点の平均点が60点以上の点数を得た場合に受託候補者として選定するものとする。
- (4) 委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) 2(4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位…5点、2位…3点、3位…1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

3 審査項目及び配点

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
1 業務実施方針	業務提案全般	・本業務の目的及び趣旨を十分に理解し、厚生労働省手引き及び研修ガイドラインに基づいた実効性の高い提案となっているか。	10
2 事業実施方法	業務内容	・初任者・経験者・事業運営それぞれに対し、対象者の特性や到達目標に応じた適切な研修内容・構成となっているか。	15
		・演習、事例検討、ロールプレイ等を適切に組み込み、受講者の主体的参加と実践力向上に資する内容となっているか。	15
		・地域の健康課題や対象者の特性を踏まえ、KDB等のデータを活用した分析及び保健指導への応用が適切に盛り込まれているか。	15
	事業効果	・研修効果の測定方法（前後比較、アンケート分析等）が具体的であり、事業の改善及び特定健診・保健指導の実施率向上につながる設計となっているか。	15
3 業務遂行能力	業務運営体制	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な知識・経験を有する者を確保し、十分な組織体制が構築されているか。 ・これまでの業務実績等が良好であり、必要なノウハウを持っていることが認められるか。	15
4 事業経費	積算内訳	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性が図られているか。	15
合 計			100

【評価基準】

	不十分である	やや不十分である	妥当である	優れている	非常に優れている
10点満点	1、2点	3、4点	5、6点	7、8点	9、10点
15点満点	1～3点	4～6点	7～9点	10～12点	13～15点